

# 告 示

## 埼玉県告示第千九十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、所沢市から所沢市の区域内において行われる所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

所沢市市街地整備課

入間市生活環境課

狭山市環境課

東京都瑞穂町環境課

### 二 縦覧の期間

令和五年十月六日（金）から令和五年十月二十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）